

令和5年8月7日

令和5年鳥羽市議会会議
提 出 議 案

鳥羽市長

令和5年8月7日会議提出議案一覧表

議案第14号	上告及び上告受理の申立てについて	・・・	1
--------	------------------	-----	---

議案第 14 号

上告及び上告受理の申立てについて

名古屋高等裁判所令和 3 年（ネ）第 480 号土地総有権確認等請求控訴事件について、下記のとおり最高裁判所に上告及び上告受理の申立てをしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 7 日 提 出

令和 5 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

記

1 相手方住所氏名

〒 5 1 7 - 0 0 0 4

三重県鳥羽市菅島町 3 番地

被上告人兼相手方（一審原告） 菅島町内会

上記代表者 木下吉久

2 事件名 土地総有権確認等請求上告及び上告受理申立事件

3 申立先 最高裁判所

4 事件の内容

菅島町内会が、菅島町所在の別表記載の各土地について、江戸時代の幕藩体制以来、これを直接支配管理してきた菅島の入会集団である地下（じげ）を承継し、大正 2 年の地下への御料地払下げ若しくは昭和 29 年 10 月 10 日の菅島村から地下への権利譲渡契約による所有権の承継取得、入会慣行の成立又は共有的入会権の時効取得を主張するなどして、鳥羽市に対し、各土地について、主位的に、菅島町内会が共有的入会権を有することの確認を求めるとともに、共有的入会権に基づく妨害排除請求として、菅島町内会のために菅島町内会会長に対する真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続をするよ

う求め、予備的に、菅島町内会が所有権（総有権）を有することの確認を求めるとともに、菅島町内会のために、菅島町内会会長に対する①大正２年８月９日、②昭和２９年１１月２９日、③同年１０月１０日若しくは④平成２年１０月３日時効取得を原因とする所有権移転登記手続、⑤真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続、又は、⑥昭和２９年１０月１０日譲渡を原因とする所有権移転登記手続（①ないし⑥は選択的）をするよう求めた。

５ 二審判決の内容

控訴人　：菅島町内会

被控訴人：鳥羽市

- （１） 原判決別紙物件目録記載１ないし１５の各土地について、控訴人が共有の性質を有する入会権を有することを確認する。
- （２） 被控訴人は、前項の各土地について、控訴人のために、木下吉久（ ）に対し、真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
- （３） 控訴費用（当審における追加請求及び当審における補助参加によって生じた各費用を含む。）は、被控訴人の負担とする。
- （４） なお、原判決は、控訴人が、当審において、共有の性質を有する入会権に基づく各請求を追加して主位的請求とし、当審がこれらをいずれも認容したことにより、失効している。

６ 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

７ 上告受理申立ての趣旨

- （１） 本件上告を受理する。
- （２） 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

別表（原判決別紙物件目録記載 1 ないし 1 5 の各土地）

	所在	地目	地積
			m ²
1	鳥羽市菅島町字村山 4 2 3 番 1	山林	3 5, 9 9 3
2	鳥羽市菅島町字村山 4 2 3 番 5	山林	7, 4 3 8
3	鳥羽市菅島町字村山 4 2 6 番 5	山林	2 8, 1 8 5
4	鳥羽市菅島町字村山 4 2 6 番 2 8	山林	1, 1 6 6
5	鳥羽市菅島町字村山 4 2 6 番 2 9	山林	2, 6 6 4
6	鳥羽市菅島町字村山 4 2 9 番 1	山林	4 9 1, 9 5 7
7	鳥羽市菅島町字村山 4 2 9 番 6 4	山林	7, 3 3 8
8	鳥羽市菅島町字村山 4 2 9 番 6 5	山林	7, 4 3 8
9	鳥羽市菅島町字村山 4 2 9 番 6 6	山林	4 8 1, 8 3 8
1 0	鳥羽市菅島町字村山 4 2 9 番 6 8	山林	1 1 6, 0 9 9
1 1	鳥羽市菅島町字村山 4 2 9 番 6 9	山林	5 9, 0 4 4
1 2	鳥羽市菅島町字村山 4 2 9 番 7 0	山林	6, 3 8 3
1 3	鳥羽市菅島町字村山 4 2 9 番 1 7 5	山林	1 9 8
1 4	鳥羽市菅島町字村山 4 2 9 番 1 7 6	山林	1 9 8
1 5	鳥羽市菅島町字村山 4 2 9 番 1 7 7	山林	5 6 1

提案理由

名古屋高等裁判所令和 3 年（ネ）第 4 8 0 号土地総有権確認等請求控訴事件について令和 5 年 7 月 2 6 日に言い渡された判決に対して不服があるので、上告及び上告受理の申立てを行うものである。